

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年一月十四日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍調査）

二 測量の地域 奈良市学園北二丁目

三 測量の期間 令和七年一月十日から同年三月三十一日まで